

天理市建築工事における週休 2 日促進工事实施要領

(目的)

第 1 条 本要領は、天理市が発注する建築工事（建築設備工事を含む。以下「建築工事」という。）における週休 2 日の確保に向けて実施する週休 2 日促進工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 週休 2 日

ア 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定し、2 日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

イ 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

（４）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業がない状態をいう。

（週休２日の達成基準）

第３条 週休２日の達成基準については、以下の各号に定めるとおりとする。

（１）完全週休２日（土日）

完全週休２日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの７日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が２日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が７日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

（２）月単位の週休２日

月単位の週休２日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.5%（８日／28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

（３）通期の週休２日

通期の週休２日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が 28.5%（８日／28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。

２ 現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、前項第１号及び第２号の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休２日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第4条 天理市において発注する建築工事に適用する。ただし、以下の工事については、対象外とすることができる。

(1) 社会的要請により工期等に制約がある工事

(2) 緊急に対応することが必要な工事

(発注方式)

第5条 次の(1)または(2)のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 完全週休2日(土日)Ⅰ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日(土日)」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式(月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須)

(2) 完全週休2日(土日)Ⅱ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式(通期の週休2日は必須)

(積算方法等)

第6条 対象期間中の現場閉所(現場休息)の状況に応じた以下の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)及び現場管理費を補正する。なお、市場単価等の補正率については、別紙1のとおりとする。

(1) 完全週休2日(土日)適用工事

労務費 1. 0 2

現場管理費 1. 0 1

(2) 月単位の週休2日適用工事

労務費 1.02

2 積算及び変更方法については、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日(土日)Ⅰ型

「完全週休2日(土日)」の達成を前提に、前項第1号により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、「完全週休2日(土日)」が未達成の場合は、補正係数を前項第2号に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、建設工事請負契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日(土日)」の取り組みを希望しない場合(「完全週休2日(土日)」の取り組みの協議が整わなかった場合を含む。)については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を前項第2号に変更するものとする。

(2) 完全週休2日(土日)Ⅱ型

「完全週休2日(土日)」の達成を前提に、前項第1号により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、「完全週休2日(土日)」が未達成の場合は、補正係数を前項第2号に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、建設工事請負契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取り組みを希望しない場合(「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月

単位の週休２日」の取り組みの協議が整わなかった場合を含む。）
については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を前項第２号に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

（対象工事である旨等の明示）

第７条 対象工事である旨等の明示は、別紙２の記載例を参考にして
入札公告及び現場説明書に記載（電磁的記録を含む）するものとする。

（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

第８条 現場閉所（現場休息）の確認方法等は以下の各号に定めるとおりとする。

（１）工事着手前

ア 受注者は、工事着手日までに完全週休２日（土日）、月単位又は通期の週休２日の実施の可否を工事打合簿（別紙３）により協議する。

イ 受注者は、完全週休２日（土日）、月単位又は通期の週休２日を実施する場合、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表（別紙４）」を作成し、監督職員へ提出する。

ウ 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と監督職員との協議により決定する。

エ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

オ 監督職員は、「実施工程表」等を受注者より受領し、受注者が取り組む週休２日が確保されていることを確認する。

（２）工事着手後

ア 受注者は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を監督職員へ提出する。なお、分離発注工事の場合は、「実施工程表」

等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、修正後の「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。

ウ 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況確認のため「工事中施工記録書」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

エ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「工事中施工記録書」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

（３）その他留意事項

ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

ウ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む）の調整を適切に実施する。

エ 工事の一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

オ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができない時は、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

2 受注者は工事中、現場の工事関係者及び公衆の見えやすい場所に、週休2日促進工事の対象工事である旨を明示（別紙5参照）するものとする。

3 余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試験運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

4 完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の現場閉所等を行ったと認められる工事については、実施状況に応じて、工事成績評価により評価するものとする。

また、提出された工程表が完全週休2日（土日）Ⅰ型（あるいはⅡ型）において必須としている週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に当該週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績評価において点数を減ずる措置を行うものとする。

5 週休2日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、週休2日促進工事の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月1日以降に入札公告又は指名通知する建築工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 2 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する建築工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する建築工事から適用する。

天理市建築工事における週休 2 日促進工事实施における市場単価等の補正率

(1) 市場単価及び補正市場単価

市場単価と補正市場単価は、以下の表 A-2、表 E-2、表 M-2 及び表 K-2 の補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正率
- ・ 補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価×新営補正率
- ・ 補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価×改修補正率
- ・ 補正市場単価×改修補正率

【解体（とりこわし）工事の場合】

- ・ 市場単価×補正率
- ・ 補正市場単価×補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) ロ. 基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

(2) 物価資料の掲載価格

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表 A-2、表 E-2、表 M-2 及び表 K-2 の補正率を用いた次の式により補正する。なお、物価資料とは建設物価、積算資料、建築施工単価、建築コスト情報等の刊行物をいう。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格×新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格×改修補正率

【解体（とりこわし）工事の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格×補正率

表A－2 建築工事の補正率

工 種	摘 要 ※	完全週休2日（土日）促進工事 及び 月単位の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価および補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	完全週休2日（土日）促進工事 及び 月単位の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び 同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	完全週休２日（土日）促進工事 及び 月単位の週休２日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用 及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧ファンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

表K－2 解体（とりこわし）工事の補正率

工 種	摘 要	補正率
		完全週休２日（土日）促進工事 及び 月単位の週休２日促進工事
仮設工事		1.01
電気設備解体		1.01
機械設備解体		1.01
内装材解体		1.02
外装材解体		1.01
屋根葺材等解体		1.01
躯体解体		1.01
基礎・杭等解体		1.01
環境配慮工事(手間のみ)		1.02
環境配慮工事(材工共)		1.01
屋外施設等解体(舗装、埋設物)		1.01
屋外施設等解体(植栽)		1.02
土工事(埋戻し、整地等)		1.01
発生材処理(発生土運搬)		1.01
発生材処理(発生材運搬)		1.00
発生材処理(発生土積込み)		1.00
発生材処理(発生材積込み)		1.01

【完全週休 2 日（土日）Ⅰ型の場合】

〇〇）週休 2 日促進工事

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して「完全週休 2 日（土日）」に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休 2 日促進工事の対象工事（完全週休 2 日（土日）Ⅰ型）である。なお、月単位の週休 2 日及び通期の週休 2 日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。実施については、天理市総務部総務課入札審査室のホームページで公開している「天理市建築工事における週休 2 日促進工事实施要領」により行うものとする。
2. 「完全週休 2 日（土日）」（全ての週ごとに現場閉所（現場休息）日数が 2 日以上）を前提に補正係数 1.02 により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数 1.01 により現場管理費の補正を行ったうえで予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休 2 日（土日）」が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合は労務単価の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して、請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が「完全週休 2 日（土日）」の取り組みを希望しない場合（「完全週休 2 日（土日）」に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む）については、請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。なお、市場単価等の補正率は、「天理市建築工事における週休 2 日促進工事实施要領」を参照すること。
3. 明らかに受注者側に月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評価から点数を減ずる措置を行うものとする。
4. 本工事が単独発注工事の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とする。なお、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。

【完全週休 2 日（土日）Ⅱ型の場合】

〇〇）週休 2 日促進工事

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して「完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日」又は「月単位の週休 2 日」に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休 2 日促進工事の対象工事（完全週休 2 日（土日）Ⅱ型）である。なお、通期の週休 2 日については、受注者は協議に関わらず取り組むものとする。実施については、天理市総務部総務課入札審査室のホームページで公開している「天理市建築工事における週休 2 日促進工事实施要領」により行うものとする。
2. 「完全週休 2 日（土日）」（全ての週ごとに現場閉所（現場休息）日数が 2 日以上）を前提に補正係数 1.02 により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用い

る複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数1.01により現場管理費の補正を行ったうえで予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は労務単価の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して、請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）」又は「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」の取り組みを希望しない場合（「完全週休2日（土日）」又は「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む）については、請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、市場単価等の補正率は、「天理市建築工事における週休2日促進工事実施要領」を参照すること。

3. 明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評価から点数を減ずる措置を行うものとする。
4. 本工事が単独発注工事の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とする。なお、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。

工 事 打 合 簿

発 議 者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発 議 事 項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 届出 ☐ その他()		
工 事 名	〇〇工事(〇〇事業)		
(内 容) 【完全週休2日（土日）を実施する場合】 当該工事においては、現場説明書(特記仕様書)〇〇に基づき、完全週休2日(土日)を実施 しますの で、週休2日を考慮した工程表について、別紙のとおり協議します。 【完全週休2日（土日）を実施しない場合】 当該工事においては、現場説明書(特記仕様書)〇〇に関して、完全週休2日(土日)を実施 しません。ただし、月単位の週休2日は実施しますので、週休2日を考慮した工程表について、 別紙のとおり協議します。 【月単位の週休2日を実施しない場合（完全週休2日（土日）Ⅱ型のみ）】 当該工事においては、現場説明書(特記仕様書)〇〇に関して、月単位の週休2日を実施し ません。ただし、通期の週休2日は実施しますので、週休2日を考慮した工程表について、 別紙のとおり協議します。 添付図 葉、その他添付図書			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について ☐ 指示 ・ ☐ 承諾 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 通知 ・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 承諾にチェックを入れて処理 令和 年 月 日	
	受 注 者	上記について ☐ 了解 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 提出 ・ ☐ 報告 ・ ☐ 届出 します。 ☐ その他 令和 年 月 日	

発注者(天理市)			受注者	
主 管 課 長	主 任 監督職員	一 般 監督職員	現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

※必要のない記名欄は斜線を引く等する。

注1 検査の予定を下記の印にて記載すること。
① ▽印 監督員の検査、立会い確認事項 ② □印 工事監理者の検査、立会い確認事項 ③ ○印 受注者の検査確認事項

注2 施設の行事、特記すべき作業（著しい騒音や粉塵を伴う作業）を、その他欄や備考欄に記載すること。

注3 休工日を色を変えて表示すること。

注4 現場閉所における凡例 ◇：現場作業 ☆：休工日 ー：対象外 要：現場要請による作業（対象外）

注1 検査の予定を下記の印にて記載すること。
 ① ▽印 監督員の検査、立会い確認事項 ② □印 工事監理者の検査、立会い確認事項 ③ ○印 受注者の検査確認事項
 注2 施設の行事、特記すべき作業（著しい騒音や粉塵を伴う作業）を、その他欄や備考欄に記載すること。
 注3 休工日を色を変えて表示すること。
 注4 現場閉所における凡例 ◇：現場作業 ☆：休工日 ー：対象外 要：現場要請による作業（対象外）

<週休2日促進工事の対象工事であることを明記する工事看板例>

この工事は、
週休2日促進工事の対象工事です。

建設産業の就労環境の改善に取り組むため、
週休2日の取得を目指す取組を行います。

〇〇建設株式会社

工 事 中 施 工 記 録 書								
報告期間中の日々の主な作業、材料の搬入状況、作業員数、気温を記録する。								
月 日	曜 日	天 候	主 な 作 業	作 業 員 数	備 考	気 温		
						最 高	最 低	
／ 1		○						
2		○						
3		○						
4		○						
5		○						
6		○						
7		○						
8		○						
9		○						
10		○						
11		○						
12		○						
13		○						
14		○						
15		○						
16		○						
17		○						
18		○						
19		○						
20		○						
21		○						
22		○						
23		○						
24		○						
25		○						
26		○						
27		○						
28		○						
29		○						
30		○						
31		○						
晴 曇 雨 雪 ○ ◎ ● △				現場作業 (A)	休工日 (現場閉所) (B)	対象外	現場要請 による作業 (対象外)	達成率 (B/(A+B))
			当月	日	日	日	日	%
			累積	日	日	日	日	%
			当月の完全週休2日（土日）の達成状況					

(注1) 行の幅は、作業内容等に応じて適宜変更する。

(注2) 最下欄は、天理市建築工事における週休2日の対象工事の場合に記入する。